平成30年10月以降の杉並区介護予防・日常生活支援総合事業について

杉並区介護保険事業計画第7期(平成30年度~32年度)の介護予防・日常生活支援総合 事業(以下「総合事業」という。)のサービスについては、平成29年度までと同様のサービ ス類型に基づき実施しています。

単価については、平成30年2月9日付厚生労働省老健局事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国の定める単価」について」が発出され、平成30年10月1日に単価改正が行われます。

杉並区の総合事業についても、この国の示した単価や新たな加算創設等を踏まえ、次のと おり見直しを行います。

1 介護予防訪問事業

(1) 生活機能向上連携加算の見直し

〇介護予防訪問事業の生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する(生活機能向上連携加算 (II))。

○加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合において も、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、

- ・外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言 (アセスメント・カンファレンス) を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
- ・当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、 又は I C T を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと を定期的に行うことを評価する(生活機能向上連携加算(I))。

<現行>

生活機能向上連携加算100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算(I) 100単位/月(新設) 生活機能向上連携加算(II) 200単位/月 (2) 同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について ○建物の範囲を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物 <u>(養護老人</u>
	ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け
10%減算	住宅に限る) に居住する者
	②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者
	(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 20 人以上の場合)

<改定後>



減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する
	者
	②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者
	(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
	※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業へ
	の適用は行わない。

(3) 生活援助の担い手の拡大

○訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、介護予防訪問事業 においても従事することを可能とする。(身体介護には従事できない。)

(4) サービス提供責任者の役割や任用要件の見直し

- ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
- イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者 に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を 明確化する。

2 自立支援訪問事業

(1) 単位数

<現行>

225 単位/回



- (2) 同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について 介護予防訪問事業と同様の見直しを実施。
- (3) 生活援助の担い手の拡大 介護予防訪問事業と同様の見直しを実施。
- 3 介護予防通所事業

(1) 生活機能向上連携加算の創設

○外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス 事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価 する。

生活機能向上連携加算 200 単位/月 (新設)

※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月

(2)機能訓練指導員の確保の推進

○機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格(※)に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置 した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧 師

(3) 栄養改善の取組の推進

①栄養改善加算

○栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを 改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職 員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

<現行>

栄養改善加算 150 単位/月



<改定後> 変更なし

②栄養スクリーニング加算

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。 具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。



<改定後>

栄養スクリーニング加算 5単位/回(新設) ※6月に1回を限度とする

4 共通事項

(1)介護職員処遇改善加算の見直し

○介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、給付と同様の期日 (別に厚生労働大臣が定める日) までの間に限り算定することとする。